不利益処分の処分基準

処分の内容		工作物管理者への費用負担命令
根拠法令及び条項		道路法第６０条
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	【根拠条文】 （他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用） 第六十条　第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）